

【県民生活センター・プレスリリース No.8】

【消費生活緊急注意報 平成 22 年度第 1 号】

「クレジットカードでキャッシュバック」は危険！

最近、岩手県内でもクレジットカードを利用した「**キャッシュバック方式**」と呼ばれる**現金化業者**の被害が増加しています。

これは、クレジットカード販売代金の何割かをキャッシュバックするという条件で、二束三文の商品（例えば輪ゴム、ビー玉、パチンコ玉、アクセサリ、ブレスレット、CD-ROM、ボールペンなど）を数十万円で購入させ、カード所有者はその**商品と販売代金の何割かの現金**を得る代わりに、後々**販売代金全額を支払わなければならない**というものです。

もちろん、商品を転売しようとしても千円にもならない場合が多いのです。

《事例 1》 20 代・女性

携帯電話の無料サイトで、クレジットカードの限度額を現金に換えるシステムがあると知り、30 万円で申し込んだところ約 20 万円が振り込まれるとともに、普通なら 1,000 円もしないような安価な商品が届きました。その後、クレジット会社から振り込まれた金額よりかなり多い額の利用明細書兼請求書が届いたのですが、どうなっているのでしょうか？

《事例 2》 40 代・男性

生活費の補填のため消費者金融から借金しましたが、その返済が難しくなってきた時期に、道路の立て看板に「クレジットカードのショッピング枠の 8 割を融資」とあったので、これに申し込みました。そうしたら、お金が振り込まれたほかに箱のような雑貨が送られてきました。

《消費者へのアドバイス》

- この取引は、**クレジットカードの契約に違反する行為**であり、カード会社から**退会を求められたり**、不正を知りながら利用した場合は、**カード所有者が詐欺の加害者として告発される可能性**もあります。
- 改正貸金業法が平成 22 年 6 月に完全施行されますが、これに伴う総量規制等で消費者金融からの借金が難しくなる場合があります。こうした方が、このような現金化業者を利用すると、**新たな多重債務問題が生み出されることが懸念**されます。
- しかし、この取引は借金契約ではなく商品の購入契約の形式をとっており、また消費者が認識していたかどうかは別として不正な手口を使っているため、仮に**自己破産を申し立てても免責が認められない可能性**があります。このような取引は絶対に利用しないことです。
- トラブルに巻き込まれたら、**県や市町村の相談窓口**に**早めに相談**してください。

【問合先】岩手県立県民生活センター（盛岡市中央通 3-10-2）
担当：工藤・山内 電話：019-624-2586（代表）